

Artist in Residence 大阪 利用規約

Artist in Residence 大阪を利用するに当たり、利用者は下記の規約を遵守する事。

(レジデンススペース)

第一条

賃貸人はその所有する次に表示のレジデンススペースを有料で賃貸し、クリエイティブセンター大阪賃借人および芸術関係者はこれを利用できる事を約する。

- 1：レジデンススペース各部屋構造 畳敷きもしくは洋室 6畳～8畳一間
- 2：レジデンススペース共有設備

(宿泊利用・期間)

第二条

宿泊利用の方法・期間は下記に定めるものとする。

- 1：レジデンススペースを利用できる個人または団体は、下記に定めるものとする。
 - 1) クリエイティブセンター大阪を賃借している個人または団体が斡旋するアーティスト、アートディレクター、またはそれに準ずる活動を行っている人
 - 2) 賃貸人アートコンプレックスグループが斡旋するアーティスト、アートディレクター、またはそれに準ずる活動を行っている人
 - 3) その他、提携する芸術関係者が斡旋するアーティスト、アートディレクター、またはそれに準ずる活動を行っている人
- 2：レジデンススペース利用の予約開始期間は、下記に定めるものとする。
 - 1) 1週間未満の宿泊は利用予定日を含め90日前とする。
 - 2) 1週間(7泊)以上の宿泊は利用予定日を含め180日前とする。
- 3：レジデンススペース利用は基本的に先着申し込み順とし、もし利用日の合致などに不都合がある場合は、優先権を下記に定めるものとする。
 - 1) 賃貸人ならびにクリエイティブセンター大阪賃借人に優先権がある。
 - 1、賃貸人ならびにクリエイティブセンター大阪賃借人の間で宿泊利用日が合致した場合、賃貸人に優先権があるものとする。
 - 2、賃借人同士の間で宿泊利用日が合致した場合、賃借人同士の話し合いで解決するものとする。
- 4：レジデンススペースの連続宿泊期間は、同一人で最長6ヶ月とする。
 - 1) 占有しての連続6ヶ月以上の宿泊は原則として不可とする。

ただし賃貸人の同意を得た場合においてのみ、それ以上の連続宿泊を可能とする。
- 5：レジデンススペースを利用する場合、必ず所定の宿泊利用申請用紙に必要事項を記入し、捺印もしくはサインの上で、賃貸人の最終的な許可を得る事とする。

6：レジデンススペースを利用する宿泊者は、本利用規約を遵守し、共同生活のマナーを守るように徹底する事とする。また賃貸人より利用に関しての指示があった場合は必ずそれに従う事とする。

7：レジデンススペースはホテル等のサービス施設ではないため、共有スペースを含む室内外の清掃および安全管理については利用者の責任において行うものとする。
宿泊者自身の管理不足により起こった事故、およびあらゆるトラブルに関して、賃貸人は責任を負わないものとする。

（宿泊料）

第三条

宿泊料は下記に定めるものとする。

1：一般利用者は下記に定める料金を賃貸人に支払うものとする。

- 1) 1泊：1名 2,730円（税込）
- 2) 1週間：1名 15,750円（税込）
- 3) 1ヶ月：1名 52,500円（税込）

2：CCO施設利用者(クリエイティブセンター大阪を賃借している個人または団体が斡旋するアーティスト、アートディレクター、またはそれに準ずる活動を行っている人)は下記に定める料金を賃貸人に支払うものとする。

- 1) 1泊：1名 2,100円（税込）
- 2) 1週間：1名 12,600円（税込）
- 3) 1ヶ月：1名 42,000円（税込）

3：長期滞在、大人数での滞在など、考慮すべき事情が存在する場合、協議の上で上記料金以外に特別に料金を定める可能性があるものとする。

4：水道、光熱費は賃貸人が負担するものとする。

5：宿泊料は経済事情の変動、公租公課の増額等により不相応となった場合、増額する場合があるものとする。
なお長期滞在の場合は契約期間中であっても、場合によって賃貸人は賃料の増額を請求する事ができるものとする。

（宿泊料の支払い）

第四条

1：宿泊料は、団体の場合は基本的に団体責任者が、また個人の場合は宿泊者本人が原則として請求書発送から支払期日までに全額支払うものとする。

2：宿泊者本人が支払いを拒否した場合、宿泊料金はその保証人が支払いを代行する責任を負うものとする。

3：宿泊者が宿泊料の支払いを終えた後、宿泊者本人もしくは斡旋および紹介をした団体もしくは個人の都合によって、宿泊を取り消した場合、支払われた宿泊料金は返却しないものとする。

4：宿泊者の宿泊予定日数が、宿泊者本人もしくは斡旋および紹介をした団体もしくは個人の都合によって、急遽減少した場合、事前に支払われた宿泊料金分との差額は返却しないものとする。

(宿泊の拒否・契約の解除)

第五条

- 1 : クリエイティブセンター大阪賃借人および宿泊者本人、またはその関係者が以下にあげる事例の一つに該当した場合、賃貸人は催告をせず直ちに宿泊契約を解除できるものとする。
また宿泊以前であっても事例に該当する可能性が認められる場合、賃貸人は宿泊を拒否する権限を有する。
 - 1) 宿泊料の支払いを怠った場合
 - 2) 他の宿泊者および近隣に迷惑をかけた、危害を加えた場合
 - 3) 他の宿泊者および近隣から苦情の申し出があり、申し出が正当と認められた場合
 - 4) 騒音・臭気など共同生活のマナーを著しく乱した場合
 - 5) 公序良俗に反するおそれがあると認められた場合
 - 6) 違法行為が認められた場合
 - 7) 宿泊規約に違反した場合
 - 8) その他、賃貸人が不相当と判断した場合

(原状の復帰義務・損害賠償)

第六条

- 1 : 宿泊者がレジデンススペースを明け渡す場合には、宿泊契約成立当時の原状に復した上で、賃貸人またはその代理人の立会いを求め、同スペースの引渡しをするものとする。
- 2 : 宿泊者が原状を復帰しなかった場合、その保証人が原状復帰を代行する責任を負うものとする。
- 3 : 宿泊者がレジデンススペースおよび共有スペース、設備、造作部分等を破損もしくは汚損させた場合、宿泊者は速やかに状況を賃貸人に知らせるものとする。またその状況によって、賃貸人は修繕費を宿泊者本人もしくは、その保証人に賠償請求をする権利を有するものとする。

(物件に関して)

第七条

1 : 本物件は築年より多大な年数を経ている建築物であり、雨漏りや土壁の崩壊等、経年劣化による問題点に関して、賃貸人は誠意を持って対処するものとするが、問題の全てを改善できない可能性がある旨を宿泊者は了承するものとする。

(使用上の注意)

第八条

1 : クリエイティブセンター大阪賃借人および宿泊者本人、またはその関係者は、賃貸人の定めるレジデンススペースを含む本物件の使用・管理に関する本規約および配布する「ご利用の手引き」を一読し、賃貸人よりの指示をいかなる場合も遵守するものとする。

以上。

2009年5月 Artist in Residence OSAKA